

26 飯議第 197 号
平成 27 年 2 月 12 日

飯田市議会
議長 林 幸次 様
議会運営委員会
委員長 清水 可晴 様

議会改革推進会議
委員長 永井 一英

代表質問・一般質問におけるパネル使用について（中間答申）

平成 26 年 10 月 23 日に諮問いただいたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

1 諮問事項

代表質問・一般質問におけるパネル使用について

(1) 使用目的について

議会は言論の府であることから、パネルの使用は、発言の内容について理事者側の理解を深めることを目的とし、あくまでも説明の補助手段である。その上で、議場においては他の議員、傍聴者等に、また、テレビ中継を見ている市民にも配慮する。

(2) 何をもって

文字、表、グラフ、写真などを用いたパネル。パネルの大きさ、数等には制限を設ける。

なお、書籍等現物を表示することについては現行どおりとする。

(3) パネル使用の認否

議長の許可を条件にパネルの使用を認める。

(4) パネル使用を認めた場合

① 掲示にあたり補助者をつけることの可否

パネルを使用するに当たって、掲示に支障がある議員に限って補助者を付けることを認める。

② 許可とするか否か。またその手続きは

議長の許可を条件とする。議長の判断基準や手続は改めて検討する。

③ 関連質問について、使用を認めるか、認めないか

関連質問の性質から認めない。

④その他事項(執行機関側に対する検討やケーブルテレビの放映方法)

これらについても改めて検討する。

2 最終答申に向けて

上記答申事項のうち、アンダーラインを付した事項及び次の5項目については、議会改革推進会議において改めて検討し、まとまった時点で最終答申を行う。

- (1) パネルの作成について
- (2) パネル使用の基準
- (3) 資料の配布について
- (4) 実施した後の検証時期
- (5) 会議録におけるパネルの取扱い